

# 農林土木委託業務特記仕様書

## (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

## (受発注者共同による品質確保)

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## (ウィークリースタンス)

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### (業務スケジュール管理表)

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

#### (Web会議【発注者指定型】)

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### (Web検査【発注者指定型】)

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

#### (情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyouuu/>

## (本業務の特記仕様事項)

**第12条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

### 1 目的

本業務は、経営体育成基盤整備事業 長生中央地区のほ場整備の施工にあたり、必要な実施設計を行うものである。

### 2 業務の場所

本業務の業務箇所は、阿南市長生町で別添位置図に示すとおりである。

### 3 貸与資料

長生中央地区の過年度の成果報告書のほか、監督員の打合せによるものとする。

### 4 作業項目及び数量

本業務における作業項目は、次のとおりである。

設計対象地区面積 A=25ha

#### (1) 資料の検討及び収集

##### ア 資料の検討

実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。

#### (2) 計画・設計諸元検討

##### ア 計画平面図作成

地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系、外周位置、換地計画原案等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、各種別毎の中心線座標、ほ区、耕区の決定を行うとともに、耕区、道路及び排水路の境界並びに各種別の中心線座標を図示し、現況計画平面図(1/1,000)を作成する。

##### イ 面積算定

1/1,000 図上で、座標読取機等の使用により面積を算定し、各種計画が樹立できるようにまとめる。

##### ウ 道路・用排水路縦断計画

各路線別に中心線座標を設定し、図測縦断図を作成、道路・用排水路計画を決定する。

##### エ 排水路水理計算

縦断計画に基づく断面決定の水理計算を行う。

#### (3) 施設設計

##### ア 道路・用排水路横断面図作成

道路・用排水路について、路線別に図測により横断面図を作成する。なお、横断面図作成の測点間隔は50mピッチとし、起終点及び変化点についても必要に応じて作成を行うものとする。

##### イ 整地計算

全筆の地均計算を行い、必要土量の計算を行うとともに、各ブロック毎にブルドーザー運転時間を計算する。

なお、計画平均区画面積が0.3ha未満の施工において、区画面積や搬入路が狭小でブルドーザーでの施工が困難な場合においては、バックホウでの作業に要する運転時間の算定を行うものとする。

##### ウ 数量計算

詳細数量計算を行う。

#### (4) 概算工事費積算

発注ブロックを想定し、各ブロック毎に工種単価の作成を行い概算工事費を算定する。

#### (5) 田面標高等調査 1式

- ・農地1筆に1点以上測定し、地区外農地には立ち入らないこと。
- ・道路、水路は取付点を測定する。

#### (6) 照査

照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

#### (7) 点検とりまとめ

設計計算書、図面等の点検取りまとめを行う。(報告書作成を含む)

### 5 配置予定技術者

本業務における管理技術者は及び照査技術者は「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」

第1106条によるものとするが、該当する部門又は科目は「農業土木又は農業農村工学」に限るものとする。

## 6 打合せ

打合せは、次の段階で行うこととする。

- ・着手前
- ・関係土地改良区等との打合せ
- ・報告書原稿を作成したとき
- ・その他疑義が生じたとき

## 7 その他

・本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、監督員と協議のうえ、作業を進めるものとする。

・業務期間内に監督員が資料の提出を求めた場合は、受注者は速やかに応じるものとする。

・監督員との打合せ後は、その要旨を打ち合わせ簿に整理し、成果品に綴じなければならない。

・成果品の検収後、誤り等が新たに発見された場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない。